

森林・林業と文化的景観

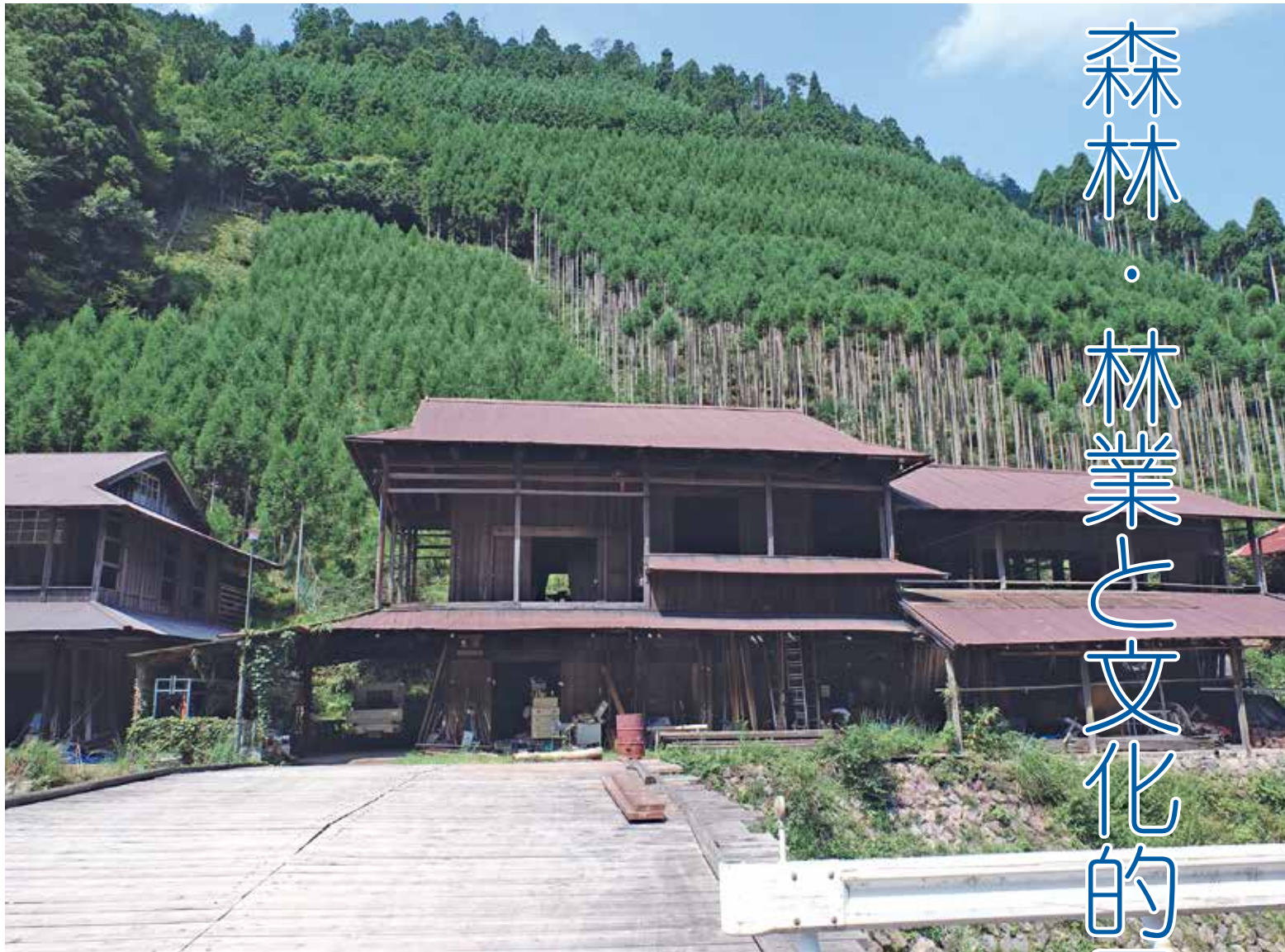


写真1 北山林業の文化的景観

富山大学 芸術文化学部 准教授 奥敬一

みなさんは「景観」が「文化財」に指定されているをご存知でしょうか。これまでも日本を代表するような名所であれば「名勝」、歴史的な街並みであれば「伝統的建造物群保存地区」といった文化財に指定されてきました。一方、2004年の文化財保護法改正によって、地域の風土のもとで人々の生活や営みが作り出してきた文化的景観のうち、特に重要なものを「重要文化的景観」として文化財に指定し保全する制度が加わりました。今のところ全国で50件選定された「重要文化的景観」の中に、森林や林業の景観そのものを対象に選定されている箇所はありません。ただし、そのいくつかは森林や関連する生業を重要な構成要素として含んでいます。

文化的景観という視点から見れば、多くの森林や林業の景観も、その風土のもとで人々が使い、育てることにより成り立ってきたのであり、文化財としての価値を十分持っています。例えば、林業のなりわいが作り出した文化的景観の代表例として、京都北山杉の林



写真2 世界遺産五箇山菅沼集落と雪持ち林

業景観（写真1）をあげることができます。磨丸太を生産するための高度な育林技術によって、急峻な斜面に整然と仕立てられた杉林の景観はもちろんのこと、歴史を経た台杉の株や磨丸太の加工場、乾燥小屋、そして磨丸太を加工する工程自体も、地域のなりわいの文化的価値を物語る独自の景観を構成しています。

このように林産物の生産によって受け継がれてきた文化的景観がある一方で、人手を入れないことでできた森林景観もまた文化的な存在といえます。信仰の対象となる聖地の森林や、防災的な観点から伐採を制限してきた森林はその一例です。写真2は、世界遺産五箇山の合掌造り集落として知られる富山県南砺市菅沼の全景です。集落背後に雪持ち林とよばれる雪崩防止のための森林があり、伐採が制限されてきました。雪持ち林の周辺には合掌造りの屋根材を供給する茅場も点在し、独特なモザイク構造の景観を見えています。

私たちの目に映る森林・林業の「文化的景観」は、人々の暮らしを物質的に、あるいは精神的に支えてきたことの証拠といえます。今はその価値を失っていたり、他のものに置き換わっていたりするかもしれませんが。しかし、いつかその「証拠」が再び地域に生きようとするとする人々を支える時がくるかもしれません。文化的景観を残すことは、未来への種火づくりでもあるのです。